# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年5月13日

【事業年度】 第59期(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松 尾 光 晃

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松 尾 光 晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月		平成23年 2 月	平成24年 2 月	平成25年2月	平成26年 2 月	平成27年 2 月
売上高	(百万円)	117,871	119,814	122,546	127,676	128,526
経常利益	(百万円)	8,397	5,008	6,593	5,581	5,512
当期純利益	(百万円)	4,755	2,290	3,648	2,991	3,255
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)					
資本金	(百万円)	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(百万円)	48,135	48,832	50,976	52,437	53,547
総資産額	(百万円)	67,327	67,380	71,106	70,737	89,499
1株当たり純資産額	(円)	708.64	723.42	760.07	785.34	815.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)
1株当たり 当期純利益	(円)	70.30	34.06	54.59	45.00	49.34
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	(円)	70.30				
自己資本比率	(%)	71.2	72.1	71.4	73.7	59.7
自己資本利益率	(%)	10.3	4.7	7.3	5.8	6.2
株価収益率	(倍)	10.6	18.5	13.5	16.4	19.9
配当性向	(%)	27.0	55.8	34.8	42.2	38.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,619	471	6,264	2,019	19,015
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,307	728	62	352	206
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,683	1,796	1,806	1,820	2,312
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	23,565	21,511	26,032	25,878	42,375
従業員数 (外、臨時従業員の 年間平均雇用人員数)	(名)	571 (3,139)	599 (3,351)	611 (3,519)	615 (3,713)	632 (3,805)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
  - 2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
  - 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
  - 4 第56期、第57期、第58期および第59期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は記載しておりません。
  - 5 第59期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第55期から第58期についても百万円単位に変更しております。

# 2 【沿革】

年月	概要
昭和31年10月	茂理 満(現名誉会長の母)と現名誉会長 茂理佳弘が宮詣り衣装、出産準備品を扱う「赤ちゃん
	の西松屋株式会社」を設立し、大手前通り店出店(資本金1,100千円、兵庫県姫路市本町、平成9
	年11月廃止)
昭和34年3月	「株式会社 西松屋ストアー」に商号変更
昭和40年10月	子供服の販売を事業目的に加え兵庫県姫路市紺屋町にみゆき通り店を出店し、併せて本部事務所
	を移転
昭和46年11月	大阪地区に京橋店出店(平成14年4月退店)
昭和47年4月	本部事務所規模拡大のため、兵庫県姫路市二階町に二階町店を出店(平成6年10月廃止)し、同時
	に本部事務所を移転
昭和54年8月	「株式会社 西松屋チエーン」に商号変更
昭和54年10月	兵庫県姫路市に駐車場付郊外型店舗北姫路店を出店
昭和60年11月	仕入活動強化のため大阪市北区芝田に大阪事業部事務所を開設
昭和62年3月	大阪事業部の規模拡大に伴い、事業部事務所を大阪市北区より大阪市東淀川区に移転(平成6年
	4月廃止)
昭和63年4月	神戸市西区北別府に郊外型大型店舗伊川谷店を出店
平成元年12月	商品情報と販売情報を即時に収集するため、POSシステムと汎用コンピュータを導入
平成 2 年11月	兵庫県神崎郡福崎町に福崎店出店(平成24年12月 新福崎店にリプレース)、初めて郡部立地へ出
	店
平成3年4月	兵庫県伊丹市に商品管理センター開設(平成6年1月移転)
平成3年6月	業績規模の拡大に伴い、兵庫県姫路市南駅前町に本部事務所を移転
平成 5 年11月	岡山県倉敷市に平田店、北畝店の2店舗を出店し、中国地区へ販売エリアを拡大
平成6年1月	分散していた本部機能の効率化を図るため、本社新社屋兼商品管理センター(兵庫県姫路市飾東
	町)を建設し移転(平成14年8月業務の完全外部委託化に伴い商品管理センター廃止)
平成9年5月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
平成9年5月	香川県高松市に高松店(現 高松レインボー通店)を出店し、四国地区へ販売エリアを拡大
平成9年5月	埼玉県本庄市に埼玉本庄店を出店し、関東地区へ販売エリアを拡大
平成9年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録銘柄として登録
平成10年9月	北九州市に小倉南店、八幡西店(現 八幡上津役店)の2店舗を出店し、九州地区へ販売エリア
	を拡大
平成11年9月	静岡県富士市に富士店(現 富士伝法店)を出店し、中部地区へ販売エリアを拡大 
平成11年11月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第二部に株式を上場 
平成13年2月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定 
平成13年7月	福島県に郡山店(現 郡山富田店)を出店し、東北地区へ販売エリアを拡大 
平成15年4月 	│札幌市に札幌白石店、札幌東店、札幌屯田店の3店舗を出店し、北海道地区へ販売エリアを拡大 │ │
平成16年4月	沖縄市に沖縄美里店、那覇市に那覇新都心店を出店し、沖縄県へ販売エリアを拡大 
_ ,, .	北海道から沖縄県までの47都道府県、全国にチェーン店網を完成
平成23年9月	神戸市中央区加納町に商品開発本部(現 商品本部)三宮事務所を開設
平成27年2月	平成27年2月20日現在で店舗数874店舗(北海道地区39店舗、東北地区78店舗、関東地区240店
	舗、中部地区151店舗、近畿地区157店舗、中国地区59店舗、四国地区31店舗、九州・沖縄地区
	119店舗)

# 3 【事業の内容】

当社は、お子さまを持つ家庭の毎日の子育でが楽しくなる"豊かな暮らし"実現のために、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っており、ドミナントエリアづくりによって、ナショナルチェーンとしての店舗網の拡充を進めております。

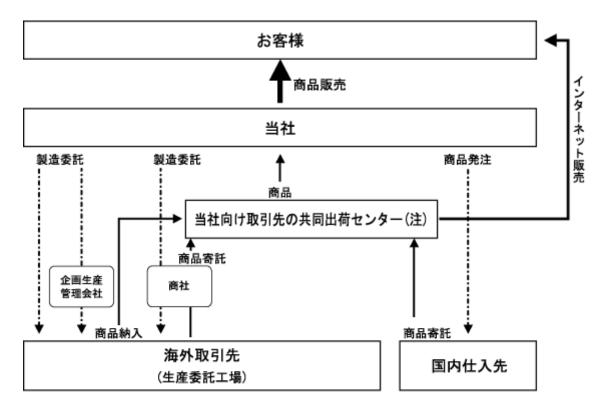
当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであります。

仕入先は国内・国外を問わず、より低いコストで適切な品質の商品を調達しております。

商品は、各店舗およびインターネット販売にて直接一般顧客に主に現金で販売しており、主要な取扱品目は次のとおりであります。

商品別	主要な品目
子供衣料	ベビーアウトウエア・肌着・パジャマ等
	ボーイズアウトウエア・肌着・パジャマ等
	ガールズアウトウエア・肌着・パジャマ等
育児・服飾雑貨	調乳・離乳用品、衛生・雑貨用品、寝装・寝具
	ベビーカー・カーシート等のおでかけ用品
	室内用マット・チェア・ラック・歩行器等の室内用品
	帽子・シューズ等の服飾雑貨
	玩具、ギフトセット
ベビー・マタニティー衣料	新生児衣料
	マタニティ用品
	和装用品
その他	自動販売機商品

なお、事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社への商品供給のため、主に国内仕入先が共同で出荷センターの運営を物流会社等へ委託している ものであります。

# 4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

# 5 【従業員の状況】

# (1) 提出会社の状況

#### 平成27年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
632 ( 3,805 )	37.51	9.51	5,753,551

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
  - 2 従業員数欄の()は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。
  - 3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
  - 4 当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

# (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

# 第2 【事業の状況】

## 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期におけるわが国経済は、金融政策・経済対策による企業収益の上昇や雇用環境の改善など、景気は緩やかながら回復の兆しが見られました。しかしながら一方では、世界各地での政情不安や新興国経済の景気減速、国内における消費税率引き上げ後の影響など、先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況となっております。当流通業界におきましては、消費税増税による消費者心理の冷え込みや円安により輸入価格が高騰する中、価格競争や出店競争、プライベートブランド商品による差別化競争など、シェア獲得競争は激しさを増し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は30店舗となりました。また、一方で不採算店舗の閉店やリプレースも積極的に進め、14店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は874店舗となっております。

商品面では、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者の採用を継続し、プライベートブランド 商品の開発を推し進めてまいりました。また、納期管理の徹底や在庫を圧縮することで当初価格での販売比率を向 上させ、売上総利益の確保に努めてまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント(複数店管理店長)制度の拡大を進めてまいりました。また、広告費や物流費の削減に努めるとともに、ITを活用して作業の省力化や合理化に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は1,285億2千6百万円で前期比100.7%となりました。利益面では、円安の影響を受けながらも売上総利益率は前年と同じ率を維持することができ、販売費及び一般管理費についても伸び率を抑制することができました。しかしながら、消費税増税以後、売上高が伸び悩んだことにより、営業利益は53億1千2百万円で前期比98.8%となりました。

特別利益は新株予約権戻入益2億2千7百万円、特別損失は店舗閉鎖損失1億1千万円や減損損失3千万円を計上しております。その結果、当期純利益につきましては、32億5千5百万円で前期比108.9%となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメント ごとの業績の状況の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により190億1千5百万円増加し、投資活動により2億6百万円減少し、財務活動により23億1千2百万円減少しました。この結果、資金は前期末に比べ164億9千6百万円増加し、423億7千5百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当期における営業活動による資金は、190億1千5百万円の増加(前期比169億9千6百万円の収入増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益が55億9千8百万円となり、減価償却費9億2千8百万円や仕入債務の増加が148億1千5百万円となったことの一方で、たな卸資産の増加が23億3千3百万円となったことや法人税等の支払額が18億9千万円あったことなどによります。なお、仕入債務が大幅に増加しておりますが、これは仕入債務等の決済手段をファクタリング方式から電子記録債権に切り替えたことに伴い、期日前決済実施額が大きく減少したことによります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当期における投資活動による資金は、2億6百万円の減少(前期比1億4千6百万円の支出減少)となりました。これは主に、新規出店等により有形固定資産の取得による支出12億5千5百万円や建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出2億8千6百万円があった一方で、約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が13億3千5百万円あったことによります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期における財務活動による資金は、23億1千2百万円の減少(前期比4億9千2百万円の支出増加)となりました。これは主に、配当金の支払額が12億5千8百万円あったことや、自己株式の取得による支出が8億円あったことなどによります。

### 2 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分するべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

## (1) 商品別売上高

商品別	第59期 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)				
	金額(百万円)	前期比(%)			
子供衣料	49,538	102.2			
育児・服飾雑貨	60,932	99.8			
ベビー・マタニティー衣料	17,875	99.6			
その他	180	93.2			
合計	128,526	100.7			

<sup>(</sup>注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

# (2) 地域別売上高

	第59期 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)							
地域	売上高	構成比	前期比	期末	店舗異	店舗異動状況		
	(百万円)	(%)	(%)	店舗数 (店)	新店 (店)	退店 (店)		
北海道	5,066	3.9	100.9	39				
北海道地区計	5,066	3.9	100.9	39				
青森県	1,853	1.4	99.8	13		1		
岩手県   宮城県	1,489 2,479	1.9	107.7 101.0	10 19	1			
<u>白                                   </u>	1,179	0.9	98.0	10	'			
山形県	1,435	1.1	98.6	11	1			
福島県	2,818	2.2	101.9	15				
東北地区計	11,255	8.8	101.2	78	2	1		
茨城県	3,302	2.6	97.2	25		1		
栃木県	2,249	1.8	94.7	15		1		
群馬県	2,354	1.8	102.2	18				
埼玉県 工	7,238	5.6	100.8	48	1			
千葉県   東京都	5,538 7,647	4.3 6.0	97.7 103.7	39 49	2	3		
宋京郎   神奈川県	7,647	6.0	99.6	49	4			
関東地区計	35,983	28.0	100.0	240	9	5		
新潟県	2,509	2.0	98.2	20				
富山県	1,041	0.8	101.4	9	1			
石川県	841	0.7	95.2	7				
福井県	799	0.6	89.9	7				
山梨県	916	0.7	103.8	7				
長野県	2,437	1.9	104.3	16	1			
岐阜県	1,988	1.5	98.4	14	1			
静岡県	4,480	3.5	97.6	29	4			
愛知県	6,567	5.1	102.1	42	1	1 1		
中部地区計 三重県	21,581 1,772	16.8	99.8 101.0	151 14	2	2		
_ <u>二里示</u>  滋賀県	1,772	1.4	99.2	12	1			
京都府	2,105	1.6	117.4	14	2			
大阪府	8,513	6.6	97.9	53	1	1		
兵庫県	6,053	4.7	100.0	46	2			
奈良県	1,408	1.1	96.7	10		1		
和歌山県	1,302	1.0	96.1	8	1			
近畿地区計	22,691	17.7	100.1	157	9	4		
鳥取県	845	0.7	97.6	5	4			
島根県	820	0.6	106.0	6	1			
岡山県 広島県	1,829 2,893	1.4	108.6 99.9	14 21	1	1		
	1,615	1.3	96.9	13		<u> </u>		
中国地区計	8,004	6.2	101.4	59	2	1		
徳島県	1,142	0.9	101.0	8	_			
香川県	995	0.8	99.5	8				
愛媛県	1,469	1.1	97.6	10				
高知県	1,016	0.8	99.6	5	1	1		
四国地区計	4,624	3.6	99.3	31	1	1		
福岡県	5,634	4.4	102.1	41				
佐賀県 長崎県	998 1,547	0.8	96.2 99.0	7 10		1		
長崎宗   熊本県	2,297	1.2	102.1	15				
大分県	1,634	1.3	102.1	12	1			
宮崎県	1,641	1.3	101.9	10	'			
鹿児島県	2,305	1.8	107.8	15	2			
沖縄県	1,869	1.5	108.0	9				
九州・沖縄地区計	17,929	13.9	102.7	119	3	1		
その他	1,390	1.1	108.5	-	-	-		
合計 (注) 1 その他はインター	128,526	100.00	100.7	874	30	14		

<sup>(</sup>注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 単位当たりの売上高

項目	第59期 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)				
	実績	前期比(%)			
売場面積(平均)(m²)	617,910	102.3			
1 ㎡当たり期間売上高(千円)	208	98.4			
従業員数(平均)(人)	4,441.7	102.4			
1人当たり期間売上高(千円)	28,936	98.3			

- (注) 1 売場面積(平均)は営業店舗の稼動月数を基礎として算出しております。
  - 2 従業員数(平均)はパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員を正社員換算(1日8時間換算)して算出しております。
  - 3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

# 3 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分するべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第59期 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)				
	金額(百万円)	前期比(%)			
子供衣料	29,835	100.0			
育児・服飾雑貨	43,465	105.4			
ベビー・マタニティー衣料	10,197	100.7			
その他	138	93.2			
合計	83,636	102.8			

<sup>(</sup>注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 4 【対処すべき課題】

### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

次期の見通しにつきましては、円安による輸入価格の高騰や欧州経済・新興国経済の景気減速が懸念されるなど、 国内外の問題から先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、シェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われます。

このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレースにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。商品政策につきましては、お客様の立場に立った品質を備えた商品の開発を推し進めるとともに、中国以外の国への調達範囲の拡大も継続してまいります。加えて、売れ筋商品に絞り込み、品目数を削減することでマスのメリットを最大限に活かし、仕入原価の引き下げを図ります。これらの施策とともに、商品の開発・仕入から販売までの商品計画の精度向上により、売上の機会損失や値下げロスを削減し、売上総利益の確保に努めてまいります。オペレーション面におきましては、ITを駆使し、店舗作業の単純化・標準化を進めコスト低減に繋げます。

以上の課題を達成することで業績の向上に努める所存であります。

#### (2)財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は平成27年5月12日開催の第59期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2)において定義されるものをいいます。)として、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

#### 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」に記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

### (a)「企業価値向上への取組み」

#### ア 商品開発に対する考え方

「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベート・ブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場(使う立場)に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

### イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を 進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単 純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケール メリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

# ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。

(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

経営の透明性、公正性をさらに高めるために、社外取締役を選任しております。社外取締役は、弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

## (a) 本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を もって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付けルール」といいます。)を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

# (b)本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としての保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。)(いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、その有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

#### (a)上記 について

上記 に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損うものではなく、当 社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

# (b)上記 について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、 買収防衛策に関する各指針等に適合していること、 株主の皆様の意思が重視されていること、 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、 デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス http://www.24028.jp/news/pdf/bouei150417.pdf)

## 5 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末(平成27年2月20日)現在において判断したものであります。

### (1) 天候要因について

当社の主力商品のひとつであるベビー・子供衣料は、気温の変化に敏感であり、天候不順や異常気象による例年と大きく異なる気温の推移があった場合、販売数量の計画に差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 自然災害について

地震等の自然災害による本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場における被害の発生により、当社の商品供給体制に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行により、本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場の所在地やその周辺地域において感染者が拡大し、また、それに連動して国内外で流通制限などの非常事態が発生することにより、当社の商品供給体制や販売に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 為替の変動について

当社の販売商品の多くは海外で製造されており、為替の変動が輸入価額に影響することが考えられます。特に当社が独自に開発輸入しております製品につきましては、為替の変動が直接影響いたしますので、急激かつ大幅な為替の変動が続いた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 競争の激化について

当社が販売するベビー・子供用品は、専門店のほか、百貨店、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の業態においても販売され、競争は激化しております。今後の競争状況の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 出店計画について

当社は、今後の出店方針としてSC(ショッピングセンター)への出店も継続して計画を進めております。SC出店につきましては大規模小売店舗立地法等による規制を受けることになります。当該規制により出店計画に大きな変更が生じた場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の厳格な出店基準に合致する物件がなければ出店予定数を変更することもあるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (7) 店舗の建設協力金および保証金について

当社は、主に店舗の土地および建物を賃借する形で出店しており、地主やディベロッパーに対して建設協力金や敷金・保証金などの資金を差し入れておりますが、当該差入れ先の倒産その他の事由により、その全額または一部が回収できなくなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (8) 人材の育成について

当社が必要とする人材の育成が計画通り進まない場合は、将来的には計画通りの規模拡大が継続できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (9) 出生率の低下について

わが国における新生児の出生率は長期的に低下傾向にありますが、現在までのところ、出生率の低下が当社の業績に影響を及ぼした兆候は見られません。しかしながら、当社の市場占有率が飛躍的に拡大し、さらに新生児の出生率が低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (10) 政治・経済環境について

当社の販売商品は、生産力および生産コストの面から中華人民共和国において製造されている物が多く、当該国の政治・経済環境が急激に変化し、当社の商品調達計画に大きな差異が出た場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# 6 【経営上の重要な契約等】

## (1) ライセンス契約

相手方の名称	相手先の 所在地	契約の内容	契約年月日
ウォルト・ディ   ズニー・ジャパ   ン㈱	東京都目黒区	ウォルト・ディズニーの商標権使用許諾契約	平成25年12月10日
Cherokee Inc.社	米国	ベビー・子供服およびその関連商品に関して、 CHEROKEEプランド商品の日本市場における独占販売に ついてのライセンス契約	平成22年12月20日

<sup>(</sup>注)対価としてロイヤリティーを支払っております。

### (2) コミットメントライン契約

相手方の名称	相手先の 所在地	契約の内容	契約年月日
㈱みずほ銀行	兵庫県 姫路市	総額50億円のコミットメントライン契約による借入枠 の設定	平成26年 3 月24日

# 7 【研究開発活動】

特記事項はありません。

# 8 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## (1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、この財務諸表の作成にあたり、経営者により、一定の会計基準の範囲内で行なわれている部分があります。これらの見積りについては、継続して検証し、必要に応じて見直しを行なっておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

## (2) 財政状態の分析

#### 資産の部

当期末の総資産は、894億9千9百万円となり、前期比では126.5%、金額では187億6千1百万円の増加となりました。

流動資産は、前期末に比べて190億6千5百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が165億3千5百万円、商品が16億3千6百万円、未着商品が6億9千7百万円増加したことなどによります。なお、この現金及び預金の増加は仕入債務等の決済手段をファクタリング方式から電子記録債権に切り替えたことに伴い、期日前決済実施額が減少したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて3億3百万円の減少となりました。これは、土地が3億3千6百万円、建物が2億7千万円、敷金及び保証金が1億1千5百万円、リース資産が8千3百万円増加した一方、建設協力金が10億2千2百万円、長期前払費用が1億3千8百万円減少したことなどによります。

### 負債の部

当期末の負債は359億5千1百万円となり、前期比では196.5%、金額では176億5千1百万円の増加となりま した。

流動負債は、前期末と比べて173億7千3百万円の増加となりました。これは、電子記録債務が198億4千8百万円、未払法人税等が5億1千7百万円、未払消費税等が3億8千3百万円増加した一方、買掛金が25億5千8百万円、未払金が4億3千9百万円、支払手形が4億3千7百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前期末と比べて2億7千8百万円の増加となりました。これは、リース債務が1億8百万円増加 したことなどによります。

#### 純資産の部

当期末の純資産は535億4千7百万円となりました。その内訳は株主資本合計が532億9千7百万円、評価・換算差額等合計が1億3千3百万円、新株予約権が1億1千7百万円となっております。

株主資本合計は、資本金25億2千3百万円、資本剰余金23億2千1百万円、利益剰余金520億2千5百万円、 自己株式 35億7千2百万円となっております。

## (3) 経営成績の分析

### 売上高の状況

売上高は1,285億2千6百万円で前期比100.7%となっております。これは、既存店で減収となった一方で、新 規出店30店舗に加えて、前期に出店した34店舗が1年間フル稼働したことによります。

#### 売上総利益の状況

売上総利益は467億9千9百万円で前期比100.8%となっております。円安の影響を受けながらも、納期管理の 徹底や在庫を圧縮することで当初価格での販売比率を向上させ、売上総利益率は前年と同じ率を維持することが できました。

### 営業利益の状況

販売費及び一般管理費は414億8千6百万円で前期比100.9%となっております。これは、主に当期の30店舗の新規出店に伴う販売費、人件費及び施設費等の増加であります。売上総利益が前期より3億6千3百万円増加しましたが、販売費及び一般管理費が前期より3億7千5百万円増加したことで、営業利益は53億1千2百万円、前期比99.8%となっております。

## 経常利益の状況

経常利益は55億1千2百万円で前期比98.8%となっております。これは主に期日前決済割引料が4千2百万円、受取利息が1千1百万円減少したことなどによります。

### 当期純利益の状況

特別損益については、特別利益は新株予約権戻入益2億2千7百万円、特別損失は店舗閉鎖損失1億1千万円、減損損失3千万円となっております。

法人税等(法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額)は23億4千3百万円で、前期比100.7%となっております。

以上の結果、当期純利益は32億5千5百万円と前期比108.9%となっております。

# (4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については「1.業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

# 第3 【設備の状況】

# 1 【設備投資等の概要】

第59期は30店舗を新設し、店舗網の拡充を図るとともに14店舗を閉鎖いたしました。

この結果、来期以降の新設店舗投資を含めまして第59期の設備投資額(敷金及び保証金含む)は17億7千6百万円となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントご との設備投資等の概要の記載を省略しております。

# 2 【主要な設備の状況】

平成27年2月20日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

地域	±	地	建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計	期末	従業
地域	面積(㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	(百万円)	店舗数 (店)	員数     (人)
(1) 店舗設備										
北海道	(65,580) 68,764	146	141	53	29	2		373	39	174
北海道地区計	(65,580) 68,764	146	141	53	29	2		373	39	174
青森県	(20,376) 20,376		17	9	6	0		34	13	65
岩手県	(17,135) 21,921	82	10	14	12	0		119	10	47
宮城県	(40,168) 43,533	148	119	22	16	1		308	19	88
秋田県	(4,180) 4,180		8	5	5	0		19	10	44
山形県	(18,677) 18,677		10	10	7	1		30	11	51
福島県	(28,022) 28,022		16	17	9	0		43	15	72
東北地区計	(128,559) 136,711	230	182	80	57	6		556	78	367
茨城県	(37,334) 37,334		95	21	12	2		132	25	124
栃木県	(27,468) 27,468		20	13	3	0		38	15	69
群馬県	(32,294) 33,920	81	75	13	9	2		181	18	80
埼玉県	(84,725) 84,725		46	42	33	9		130	48	235
千葉県	(64,160) 64,160		61	39	28	4		134	39	190
東京都	(64,502) 64,502		88	39	32	6		167	49	242
神奈川県	(41,565) 41,565		118	30	41	3		194	46	230
関東地区計	(352,048) 353,674	81	505	201	162	28		979	240	1,170
新潟県	(29,750) 29,750		16	12	12	3		44	20	88
富山県	(28,217) 28,217		6	6	8	1		23	9	37
石川県	(17,855) 17,855		3	2	4	0		11	7	29
福井県	(15,530) 15,530		4	8	2	1		16	7	29
山梨県	(7,758) 7,758		4	3	2	0		10	7	30

地域	±	地	建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計	期末 店舗数	従業 員数
1613%	面積(㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	(百万円)	(店)	(人)
長野県	(30,365) 32,747	159	119	27	17	0		323	16	73
岐阜県	(19,469) 22,793	2	128	23	19	1		176	14	70
静岡県	(46,384) 48,493	191	151	40	26	3		413	29	147
愛知県	(55,244) 55,244		46	37	34	2		120	42	197
中部地区計	(250,574) 258,387	353	480	162	127	15		1,139	151	700
三重県	(30,858) 30,858		14	13	14	1		43	14	69
滋賀県	(23,037) 23,037		8	10	7	1		27	12	52
京都府	(21,481) 21,481		120	22	19	2		163	14	67
大阪府	(81,958) 81,958		40	51	26	5		124	53	241
兵庫県	(51,377) 60,666	964	527	70	42	34	37	1,677	46	212
奈良県	(18,115) 18,115		3	3	6	0		13	10	44
和歌山県	(14,961) 14,961		8	13	8	1		31	8	37
近畿地区計	(241,786) 251,075	964	722	184	125	47	37	2,082	157	722
鳥取県	(8,244) 8,244		3	7	3	0		14	5	25
島根県	(10,419) 10,419		9	7	7	1		26	6	28
岡山県	(20,792) 20,792		15	8	13	1		39	14	64
広島県	(27,445) 27,445		29	8	13	1		53	21	95
山口県	(21,014) 22,899	92	38	8	8	1		148	13	57
中国地区計	(87,915) 89,800	92	96	40	45	6		281	59	269
徳島県	(7,727) 7,727		13	5	6	0		25	8	39
香川県	(8,141) 8,141		13	3	4	0		22	8	35
愛媛県	(13,597) 13,597		5	7	5	1		20	10	46
高知県	(9,329) 9,329		6	5	9	0		21	5	26
四国地区計	(38,794) 38,794		38	21	26	2		89	31	146
福岡県	(61,047) 61,047		35	35	24	6		102	41	188
佐賀県	(6,485) 6,485		4	4	3	1		13	7	33
長崎県	(15,386) 15,386		4	8	7	1		22	10	46
熊本県	(30,754) 30,754		10	18	16	1		47	15	68
大分県	(19,097) 19,097		10	14	11	1		37	12	55
宮崎県	(15,393) 19,567	197	96	18	9	0	30	352	10	47
鹿児島県	(23,335) 23,335		122	32	30	2		187	15	69
沖縄県	(13,602) 13,602		14	14	10			39	9	48
九州・沖縄地区 計	(185,099) 189,272	197	299	146	114	14	30	802	119	554
店舗設備計	(1,350,354) 1,386,476	2,065	2,467	890	689	123	67	6,304	874	4,102

地域 -	±	土地		構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計	期末	従業 員数
±16.73%	面積(㎡)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	(百万円)	店舗数 (店)	(人)
(2) その他設備										
本社 (兵庫県姫路市)	(10,908) 10,908		408	16	15	17	4	463		338
三宮事務所 (神戸市中央区)	( )		5		1		1	8		80
その他 (兵庫県姫路市 他)	( ) 15,539	292	15	0	0			308		
その他設備計	(10,908) 26,448	292	429	16	16	17	5	779		418
合計	(1,361,263) 1,412,924	2,358	2,897	906	706	141	73	7,084	874	4,520

- (注) 1 面積のうち()内の数字は賃借部分を内書きしております。
  - 2 その他の有形固定資産の内訳は、機械及び装置69百万円、車両運搬具4百万円であります。
  - 3 従業員数にはパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の3,888人(平成27年2月の総労働時間を1日8時間換算した人員)を含んでおります。
  - 4 投下資本の金額は、有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。
  - 5 その他設備のその他には従業員の福利厚生施設および閉鎖店舗等が含まれており、土地の内訳は次のとおりであります。

所在地	面積(㎡)	投下資本額(百万円)
兵庫県姫路市	14,734	180
兵庫県明石市	230	19
兵庫県たつの市	200	12
その他	376	80
合計	15,539	292

6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称 主なリース期間 (年)		月間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)	摘要	
店舗土地および建物	20	1,007	18,705	オペレーティング・ リース	

- (注) 月間リース料は、平成27年1月21日から平成27年2月20日までの金額を記載しております。
- 7 上記金額には消費税等は含まれておりません。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

販売エリア拡大のための店舗の新設等を計画しており、平成27年2月20日現在におけるその設備計画の概要は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	今後の 所要金額 (百万円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
イズミヤ六地蔵 店	京都市伏見区	賃借	6		6	平成 年 月 27.2	平成 年 月 27.2	568	新設
亀岡篠店	京都府亀岡市	所有	167	37	129	26.10	27.3	863	新設
東久留米店	東京都東久留米 市	賃借	22		22	26. 9	27.4	633	新設
田原本店	奈良県磯城郡	賃借	19	1	17	26.11	27.4	660	新設
石垣店	沖縄県石垣市	賃借	16		16	27. 1	27.4	665	新設
新宇和島店	愛媛県宇和島市	賃借	33	5	28	26. 9	27.4	976	新設
二戸店	岩手県二戸市	賃借	26		26	26.12	27.8	684	新設
盛岡大舘店	岩手県盛岡市	所有	267	82	185	26.10	27.9	975	新設
辻井店	兵庫県姫路市	所有	150	5	145	27. 2	27.8	1,063	拡張
合計			709	131	577			7,087	

- (注) 1 着手年月は、不動産売買契約締結月、賃貸借契約締結月または工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載 しております。
  - 2 今後の所要資金577百万円は、自己資金により賄う予定であります。
  - 3 予算金額の内容は、土地、建物、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。
  - 4 上記金額には消費税等は含まれておりません。
  - 5 辻井店は土地の購入であり、売場面積の欄には購入予定の土地の地積を記載しております。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	191,220,000		
計	191,220,000		

# 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年 2 月20日)		上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	同左		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。 第14回新株予約権(平成25年5月14日定時株主総会決議分)

	事業年度末現在 (平成27年 2 月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,230	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	123,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1 株当たり1,098	同左
新株予約権の行使期間	平成27年 6 月 1 日 ~ 平成32年 5 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株 予約権では、本新代をでは、本がでは、本がでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ないので	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

有価証券報告書

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条 性

等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権の権利行使期間 残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残 存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### 第15回新株予約権(平成25年5月14日定時株主総会決議分)

	事業年度末現在 (平成27年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	5,913	5,907
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	6	15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	591,300	590,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1,098	同左
新株予約権の行使期間	平成27年 6 月 1 日 ~ 平成32年 5 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の 新株の 新株の 新株の が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける が付ける がした がした がした がした がした がした がした がした	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

無対新規発行<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br

有価証券報告書

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件

等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権の権利行使期間 残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残 存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### 第16回新株予約権(平成26年5月13日定時株主総会決議分)

	事業年度末現在 (平成27年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
   新株予約権の数(個)	200	(十版27年4月30日) 197
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	
新株予約権の目的となる株式の種類	—————————————————————————————————————	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	20,000	19,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1,098	同左
新株予約権の行使期間	平成28年 6 月 1 日 ~ 平成32年 5 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,169 資本組入額 585	同左
新株予約権の行使の条件	新株で、社役を了の合いには 取予には、大学のでは、 ないでは、 ないでは、 を対して、 のでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないででして、 のででは、 のでででいる。 でいるでは、 のでのでする。 でいるでいる。 ののでのでする。 ののでのできるが、 ののでのできるが、 ののでのできるが、 ののでのできるが、 ののでのできるが、 ののでのできるが、 ののでいるでいるが、 ののでいるが、 ののでいるが、 ののでいまで、 ののでいるが、 のでいるが、	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

無対新規発行<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br

有価証券報告書

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条 性

等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権の権利行使期間 残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残 存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

# (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年 2 月21日 ~ 平成20年 2 月20日(注)	61,800	69,588,856	32	2,523	32	2,321

<sup>(</sup>注) ストックオプションの権利行使による増加であります。

### (6) 【所有者別状況】

平成27年2月20日現在

	11321 T 2732								<u> </u>	
	株式の状況(1単元の株式数100株)									
地方公	政府及び		金融商品(その他の)		外国法人等		個人	±1.	単元未満     株式の状況     (株)	
	地方公共		取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(124)	
株主数 (人)		18	20	98	148	13	19,903	20,200		
所有株式数 (単元)		87,106	3,977	108,898	258,901	22	236,275	695,179	70,956	
所有株式数 の割合(%)		12.5	0.6	15.7	37.2	0.0	34.0	100.0		

- (注) 1 自己株式4,068,815株は、「個人その他」に40,688単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。
  - なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、4,068,815株であります。
  - 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成27年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,100株を自己株式数に含めて記載しております。
  - 3 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ33単元及び50株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成27年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
いちごトラスト (常任代理人:香港上海銀行東 京支店)	SECOND FLOOR MIDTOWN PLAZA P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106,CAYMAN ISLANDS(東 京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,270.4	14.76
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1	9,628.5	13.84
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,826.9	6.94
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON,MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7 1)	4,472.2	6.43
大村浩一	兵庫県姫路市	3,750.0	5.39
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,436.4	4.94
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z 棟	2,124.6	3.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,500.0	2.16
大 村 泰 子	兵庫県姫路市	1,074.7	1.54
赤鹿いづみ	兵庫県姫路市	1,006.8	1.45
茂 理 充 代	兵庫県姫路市	1,006.8	1.45
計	-	43,097.5	61.93

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式4,068.8千株 (5.85%) があります。
  - 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230.8千株を取得しております。なお、平成27年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230.1千株を自己株式数に含めて記載しております。
  - 3 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

3,436.4千株

資産管理サービス信託銀行株式会社

2,124.6千株

4 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数2,124.6千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

5 当事業年度において、株式会社みずほ銀行から、平成26年10月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年10月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	21.0	0.03
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番	873.0	1.25
計		2,760.2	3.97

6 当事業年度において、フィデリティ投信株式会社から、平成26年11月7日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成26年10月30日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、 当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」で は考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ 州 ボストン,サマー・ストリー ト245	6,539.6	9.40
計		6,539.6	9.40

# (8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

# 平成27年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,068,800	2,301	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,449,100	654,491	(注) 1、3
単元未満株式	普通株式 70,956		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		656,792	

- (注) 1 100株につき、1個の議決権を有しております。
  - 2 当社所有の自己株式が3,838,700株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,100株含まれております。
  - 3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

# 【自己株式等】

# 平成27年2月20日現在

					<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の 1	3,838,700	230,100	4,068,800	5.85
計		3,838,700	230,100	4,068,800	5.85

# (注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	   資産管理サービス信託銀行   株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 - 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

# (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。 当該制度の内容は、次のとおりであります。

# 会社法に基づく内容

第14回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

# 第15回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員502名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

# 第16回新株予約権

決議年月日	平成26年5月13日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

#### 第17回新株予約権

決議年月日	平成27年5月12日(定時株主総会)
付与対象者の区分および人数	当社従業員であって取締役会で定める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	170,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成29年6月1日~平成32年5月31日
新株予約権の行使の条件	<ul> <li>(1) 本新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</li> <li>(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本新株予約権者は本新株予約権を行使することができるものとする。当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。定年退職その他正当な理由のある場合。契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。</li> <li>(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</li> <li>(4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 3

#### (注) 1 合計170,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 1株あたりの行使価額(行使時の払込金額。以下において同じ)は、新株予約権を発行する日の属する月の前 月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値平均値に 1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の 当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)および 1.098円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1 円未満の端数を切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行1 株当たり既発行普通株式数払込金額株式数サージストライン<br/>新規発行前の普通株式の株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行普通株式数

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を 勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再 編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存 新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- (8) その他の新株予約権の行使の条件
  - 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。

# (10) 【従業員株式所有制度の内容】

#### 1. 当該従業員株式所有制度の概要

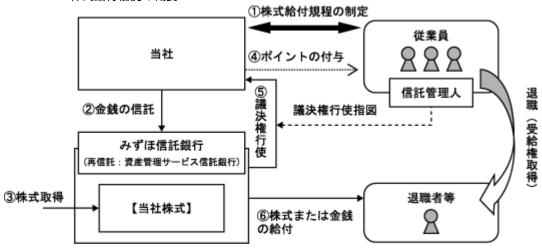
当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、 経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目 的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者等に対し 当社株式または当社株式の時価相当の金銭(以下「当社株式等」という)を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

### 株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続と職階に応じて「ポイント」を付与します。 また当社は、ポイントを付与した年度において、付与ポイントに応じて会計上適切に費用処理します。 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式(またはそれに相当する金銭)の給付を受けます。

# 2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

平成22年11月1日付けで、173,792千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が230,800株、173,792千円取得しております。なお、平成27年2月20日現在において、信託口が所有する当社株式は、株式給付信託の給付により前事業年度末から200株減少して230,100株であります。

3.本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 勤続年数が5年以上を経過している正社員であります。

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

# (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成26年6月20日)での決議状況 (取得期間平成26年6月24日~平成26年7月9日)	430,000	300
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	341,200	299
残存決議株式の総数および価額の総額	88,800	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.7	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	20.7	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成26年9月30日)での決議状況 (取得期間平成26年10月1日~平成26年10月21日)	720,000	500
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	555,400	499
残存決議株式の総数および価額の総額	164,600	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	22.9	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	22.9	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成27年4月2日)での決議状況 (取得期間平成27年4月3日~平成27年4月20日)	358,000	300
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数および価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	274,500	299
提出日現在の未行使割合(%)	23.3	0.0

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	428	0
当期間における取得自己株式	192	0

- (注)「当期間における取得自己株式」欄には、平成27年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式買取による自己株式数は含めておりません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

E.0	当事業	<b>美年度</b>	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式					
その他(退職に伴う給付信託口分の減少)	200	0			
保有自己株式数	4,068,815		4,343,507		

- (注)1 当期間における「保有自己株式数」欄には、平成27年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権 の権利行使による株式数、単元未満株式の買取および買増請求による売渡しによる株式数は含めておりませ ん。
  - 2 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)が保有する230,100株が含まれております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり10円とし、中間配当金(9円)と合わせて19円となりました。これにより、配当性向は38.5%となっております。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金等に充当し、今後の事業基盤の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第 5 項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款で定めております。

### (注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの配当額 (円)
平成26年9月30日 取締役会決議	596	9
平成27年 5 月12日 定時株主総会決議	657	10

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)に対する配当金を含んでおります。

# 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	1,117	759	777	1,140	1,128
最低(円)	713	529	604	701	707

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年 9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月
最高(円)	863	1,009	1,108	1,128	987	1,020
最低(円)	763	834	950	911	904	922

<sup>(</sup>注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

<sup>2</sup> 最近6月間の月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

# 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大 村 禎 史	昭和30年2月7日生	昭和54年3月 昭和54年4月 昭和60年9月 平成2年4月 平成8年5月 平成12年5月	京都大学大学院工学研究科修士課程修了 山陽特殊製鋼株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 友好エステート株式会社	(注)3	4,826.9
専務取締役	組長部業長本部院	長谷川 壽 人	昭和28年11月17日生	昭和52年 3 月 昭和52年 4 月 平成 5 年 6 月 平成 7 年10月 平成 8 年 7 月 平成17年 5 月 平成19年 1 月 平成22年 5 月 平成22年 12月 平成23年12月 平成25年 5 月 平成27年 3 月	代表取締役社長     大阪経済大学経済学部卒業     当社入社     当社総務部長兼株式公開部長     当社店舗開発設備管理部長     当社后調開発設備管理部長     当社区理部長     当社経理部長     当社取締役人事・総務・IT本部長     当社取締役人事・総務・IT本部長     当社取締役人事・総務・IT本部長     当社取締役人事・総務・IT本部長     当社取締役と重当本部長     当社常務取締役組織開発室長兼管理本部院和の場所のの場所を定しませる。     当社常務取締役組織開発室長兼第組商品本部長兼別締役組織開発室長兼第の品本部長兼報道商品本部長兼物流本部長兼報が流本部長兼報の記事務取締役組織開発室長兼商品本部長兼報が流本部長兼領に現任)	(注)3	60.0
取締役	店舗運営本部長	北中秀穂	昭和34年11月25日生	昭和57年3月 昭和57年4月 平成14年3月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年5月 平成26年4月 平成27年3月	大阪経済大学経済学部卒業 当社入社 当社第1店舗開発設備管理部長 当社商品開発本部第三商品開発部 長 当社店舗開発部長 当社取締役店舗開発部長 当社取締役店舗開発本部長兼西日 本店舗開発部長 当社取締役店舗運営本部長(現任)	(注)3	10.0

# 有価証券報告書

役名	職名		E	名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
							昭和62年3月	甲南大学法学部卒業		
							昭和62年4月	当社入社		
							平成19年3月	当社店舗開発・経理本部経理部長		
							平成19年 9 月	当社管理本部経理部長		
							平成21年5月	当社取締役経理部長		
	店舗開発本						平成23年 2 月	当社取締役予実績管理室長兼経理 部長		
取締役	部長兼西日 本店舗開発 部長	藤	田	正	義	昭和39年2月7日生	平成23年11月	当社取締役予実績管理室長兼管理 本部長兼経理部長	(注)3	14.3
							平成24年9月	当社取締役管理本部長兼予実績管 理部長兼経理部長		
							平成25年3月	当社取締役管理本部長兼予実績管 理部長		
							平成26年 6 月	当社取締役管理本部長		
							平成27年3月	当社取締役店舗開発本部長兼西日 本店舗開発部長(現任)		
							昭和58年3月	京都産業大学経済学部卒業		
							昭和58年4月	当社入社		
	∽⊞★前目						平成20年3月	当社管理本部人事部長		
取締役	管理本部長 兼人事部長	*/\	F	业	豆	昭和35年12月15日生	平成23年 2 月	当社執行役員管理本部人事部長	(注)3	17.4
4X种1文	兼業務シス テム部長	14	厇	儿	允	旧和135年12月15日王	平成25年3月	当社執行役員人事部長兼人事課長	(4)3	17.4
	ノム即及						平成25年 5 月	当社取締役人事部長		
							平成27年3月	当社取締役管理本部長兼人事部長 兼業務システム部長(現任)		
							昭和47年3月	一橋大学法学部卒業		
		İ					昭和51年3月	一橋大学社会学部卒業		
取締役		菅	尾	英	文	昭和22年8月31日生	昭和57年6月	菅尾英文法律事務所開設(現在に 至る)	(注)3	21.5
							平成6年5月	当社取締役(現任)		
							平成19年6月	沢井製薬株式会社監査役		
							平成24年6月	同社取締役(現任)		
							昭和38年3月	早稲田大学第一政治経済学部卒業		
							昭和38年4月	山陽特殊製鋼株式会社入社		
							平成 4 年11月	同社関連事業部長		
							平成6年6月	サントク運輸株式会社出向		
								同社取締役総務部長		
							平成8年6月	同社常務取締役		
常勤監査役		大	橋	-	喜	昭和15年3月17日生	平成9年6月	株式会社サントク人材センター出 向	(注)4	14.0
								同社代表取締役社長		
							平成12年5月	姫路経営者協会専務理事		
							平成15年8月	当社契約顧問		
							平成17年5月	当社監査役		
		L					平成19年5月	当社常勤監査役(現任)		

役名	職名		氏	名		生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
							昭和54年3月	神戸商科大学商経学部卒業		
							昭和54年4月	当社入社		
							平成6年8月	当社経理部長		
							平成8年5月	当社取締役経理部長		
							平成11年3月	当社取締役管理本部長兼経理部長		
							平成14年 5 月	当社常務取締役管理本部長兼経理 部長		
常勤監査役		江	畑	惠	司	昭和30年9月11日生	平成14年7月	当社常務取締役管理本部長	(注)4	36.8
							平成17年8月	当社常務取締役管理本部長兼店舗 開発担当		
					平成19年1月	当社常務取締役店舗開発・経理本 部長				
						平成19年 9 月	当社常務取締役店舗開発本部長			
			j				平成20年9月	当社常務取締役管理本部長		
							平成21年5月	当社常勤監査役(現任)		
						昭和51年3月	一橋大学商学部卒業			
							昭和51年4月	監査法人中央会計事務所入所		
							昭和56年9月	監査法人朝日会計社(現有限責任		
							昭和59年9月	あずさ監査法人)入社 公認会計士濱田聡経営会計事務所		
監査役		濱	田		聡	昭和27年10月3日生	平成6年5月	開設(現在に至る) 当社監査役(現任)	(注)5	-
							平成17年6月	WDB株式会社(現 WDBホー		
						1 7% 11 7 7 7	ルディングス株式会社)監査役			
							(現任)			
							平成26年9月	ハマダ税理士法人設立(現在に至 る)		
						ŧ	†			5,001.0

- (注) 1 取締役菅尾英文氏は社外取締役であります。
  - 2 常勤監査役大橋一喜氏および監査役濱田聡氏は社外監査役であります。
  - 3 取締役の任期は、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 4 常勤監査役大橋一喜氏、江畑惠司氏の任期は、平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 5 監査役濱田聡氏の任期は、平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 6 当社では、経営環境の変化に的確に対応し、各部門の迅速な業務執行と強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、商品本部実用衣料・寝具商品本部長藤崎和夫氏、商品本部アウター・服飾商品本部長重松守氏で構成されております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

取締役会は6名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち1名を社外 取締役としております。社外取締役は弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をして おります。また、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、月1回の取締役会以外に社長が必要と判断したとき に、適切なメンバーを招集し会議を開催するなど、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役機能強化のため監査役会を構成している3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

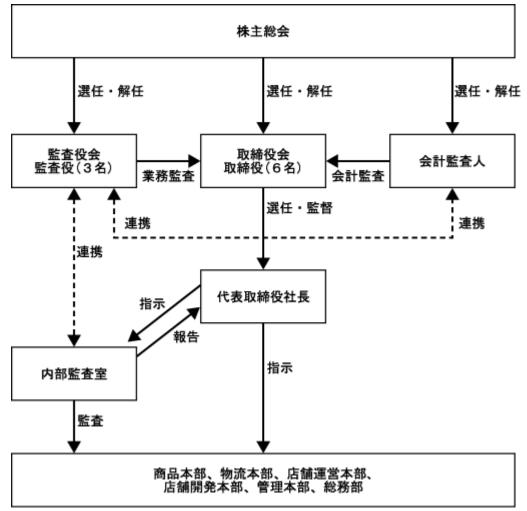
当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会およびタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役および内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範および各部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用する理由としましては、当社は、監査役会設置会社として、上述の体制をとることにより、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。

当社の統治体制を図で示すと以下のようになります。



内部統制システムの整備の状況

# (イ) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定します。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査します。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営します。

#### (ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存・管理します。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

# (八)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定します。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定めます。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

(二)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定めます。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案します。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

- (ホ)当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項はありません。
- (へ)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助 すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の 指揮命令は受けないものとします。

(ト)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制・その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備します。

(チ)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとします。

#### 内部監査および監査役監査

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、社長に報告された内容は、監査調書で内部統制委員長にも提出され、内部統制委員長との情報の共有を図っております。これらの監査における内部統制委員長への伝達事項は、内部監査室と監査役のミーティングでも報告され、緊密な相互連携を確保しています。なお、内部監査規程において、監査役および会計監査人との協調協力を図り、監査業務を円滑に効果的に行うことを定めております。

監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。社内監査役である江畑惠司氏は当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとしております。

また、監査役と会計監査人は、通常の会計監査の過程において意見交換・問題点の情報共有を図っております。具体的には、年間の監査計画策定時、および内部監査室が同席する監査報告会において、定期的に協議の場をもっております。その他、実査・立会など監査人の監査手続実施時に同席するなどして、監査人と情報交換をしています。

内部監査室と監査役は月次で定例ミーティングを開催し情報の共有を図ることで、計画的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしております。

#### 社外取締役および社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名おいておりますが、当社との間には特別の利害関係はありません。また、すべての社外取締役および社外監査役が役員等として関与する他の会社等と、当社との間に特記すべき人間関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役の菅尾英文氏は弁護士であり、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を 適切に遂行可能であると判断し選任しております。また、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。

大橋一喜氏は、直接会社の経営に関与した経営者経験から、豊富な経験と知識を反映することで社外監査役と しての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外 監査役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

また、当社は社外取締役および社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けていませんが、選任にあたっては独立性と財務、会計、法務等の専門性を重視しております。

社外取締役および社外監査役は、内部監査、監査役監査および会計監査について取締役会および監査役会などを通じて必要に応じて意見を述べております。また、社外監査役は、「内部監査および監査役監査」に記載の通り会計監査人、内部統制委員長および内部監査室と相互連携を確保しております。

#### 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額		対象となる				
1女員匹刀	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (名)	
取締役 (社外取締役を除く。)	185	145	11		28	6	
監査役 (社外監査役を除く。)	7	7			0	1	
社外役員	21	21	0		0	3	

- (注)1 退職慰労金の内容は、当事業年度に引当てた役員退職慰労引当金の繰入額であります。
  - 2 金額等には平成27年2月期に係る定時株主総会で退任した取締役1名を含んでおります。
  - ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
  - ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの 該当事項はありません。

### 二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役に対する報酬限度額は、平成8年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内(うち社外取締役2,500千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、平成17年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。各人への配分は、その資格に基づき取締役については取締役会に、監査役については監査役会に諮ってこれを決定しております。また、取締役については社長に一任して決定することもあります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数7銘柄貸借対照表計上額の合計額458百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有 目的

# (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャル グループ	1,000,000	212	主要な取引銀行のため
ハリマ共和物産㈱	195,300	201	取引関係の強化のため
(株)コメリ	1,232	2	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2	業界動向等の情報収集のため
(株)T&Dホールディング ス	1,600	1	取引関係の強化のため
第一生命保険㈱	1,300	1	取引関係の強化のため
㈱しまむら	100	0	業界動向等の情報収集のため

(注)上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

# (当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ハリマ共和物産㈱	195,300	229	取引関係の強化のため
(㈱みずほフィナンシャル グループ	1,000,000	217	主要な取引銀行のため
(株)コメリ	1,232	3	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2	業界動向等の情報収集のため
(株)T&Dホールディング ス	1,600	2	取引関係の強化のため
第一生命保険㈱	1,300	2	取引関係の強化のため
㈱しまむら	100	1	業界動向等の情報収集のため

(注)上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

#### 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村文彦氏、中田明氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、指定有限責任社員・業務執行社員であります。継続監査年数につきましては2名ともに7年以内であります。

当期の監査業務に係る補助者の構成は公認会計士12名、その他6名であります。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得について、財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 取締役会の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

# (2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事		当事業年度		
監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
40		40	-	

### 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

# 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等より提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等と協議した上で決定しております。

# 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成26年2月21日から平成27年2月20日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

#### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年2月21日から平成27年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

#### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する他、会計専門誌の定期購読、各種セミナーへの参加をしております。

# 1 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,184	41,720
売掛金	1,106	1,323
商品	19,063	20,700
未着商品	711	1,408
前払費用	330	355
繰延税金資産	426	410
1年内回収予定の建設協力金	1,201	1,174
預け金	693	654
その他	257	294
流動資産合計	48,976	68,041
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,612	7,097
減価償却累計額	3,985	4,199
建物(純額)	2,627	2,897
構築物	2,807	2,829
減価償却累計額	1,889	1,923
構築物(純額)	917	906
機械及び装置	98	99
減価償却累計額	20	30
機械及び装置(純額)	78	69
車両運搬具	14	14
減価償却累計額	7	10
車両運搬具(純額)	7	4
	5,517	5,659
減価償却累計額	4,764	4,952
什器備品(純額)	753	706
土地	2,022	2,358
リース資産	576	624
減価償却累計額	403	483
リース資産 (純額)	173	141
建設仮勘定	67	84
有形固定資産合計	6,647	7,168
無形固定資産	<u> </u>	,
ソフトウエア	98	131
リース資産	164	279
電話加入権	64	64
その他	2	1
無形固定資産合計	330	477
OWN PASSALER I		

38 2,044

35,951

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	423	458
出資金	0	0
長期前払費用	1,322	1,183
繰延税金資産	434	472
建設協力金	8,999	7,976
敷金及び保証金	3,575	3,690
その他	34	35
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	14,784	13,811
固定資産合計	21,761	21,457
資産合計	70,737	89,499
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,376	938
電子記録債務	-	19,848
買掛金	1, 2 9,870	7,311
リース債務	196	166
未払金	1, 2 2,845	2,405
未払費用	58	60
未払法人税等	860	1,377
未払消費税等	134	518
預り金	160	171
賞与引当金	551	568
設備関係支払手形	439	452
その他	39	87
流動負債合計	16,534	33,907
固定負債		
リース債務	168	277
退職給付引当金	409	501
役員退職慰労引当金	300	329
資産除去債務	856	897

その他

負債合計

固定負債合計

30

1,766

18,300

		(単位:百万円)
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523	2,523
資本剰余金		
資本準備金	2,321	2,321
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	2,321	2,321
利益剰余金		
利益準備金	132	132
その他利益剰余金		
圧縮積立金	51	49
特別償却準備金	70	60
別途積立金	46,163	47,841
繰越利益剰余金	3,611	3,942
利益剰余金合計	50,028	52,025
自己株式	2,772	3,572
株主資本合計	52,100	53,297
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73	96
繰延ヘッジ損益	13	36
評価・換算差額等合計	59	133
新株予約権	277	117
純資産合計	52,437	53,547
負債純資産合計	70,737	89,499

# 【損益計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
売上高	127,676	128,526
売上原価		
商品期首たな卸高	19,297	19,775
当期商品仕入高	81,327	83,636
合計	100,625	103,411
商品期末たな卸高	19,775	22,109
商標権使用料	401	426
他勘定振替高	1 12	1 1
売上原価合計	2 81,239	2 81,727
売上総利益	46,436	46,799
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,586	3,370
運送費	2,609	2,409
役員報酬	172	173
従業員給料	9,081	9,511
従業員賞与	540	558
賞与引当金繰入額	551	568
役員退職慰労引当金繰入額	38	29
地代家賃	13,493	13,750
水道光熱費	2,591	2,712
減価償却費	946	908
アウトソーシング費用	1,821	1,748
貸倒引当金繰入額	5	-
その他	7,488	7,628
配送料負担受入額	з 1,815	з 1,881
販売費及び一般管理費合計	41,111	41,486
営業利益	5,325	5,312
営業外収益		
受取利息	131	119
受取配当金	10	11
受取保険金	7	-
期日前決済割引料	4 69	4 27
雑収入	58	70
営業外収益合計	277	229
営業外費用		
支払利息	8	8
為替差損	7	1
支払手数料	4	5
売電費用	-	13
雑損失	0	0
営業外費用合計	21	29
経常利益	5,581	5,512

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
特別利益		
収用補償金	5	-
新株予約権戻入益	-	227
特別利益合計	5	227
特別損失		
減損損失	5 <b>171</b>	5 30
店舗閉鎖損失	6 97	6 110
特別損失合計	269	141
税引前当期純利益	5,317	5,598
法人税、住民税及び事業税	2,321	2,404
法人税等調整額	5	61
法人税等合計	2,326	2,343
当期純利益	2,991	3,255

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

	株主資本					
		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		
当期首残高	2,523	2,321	0	2,321		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の 積立						
特別償却準備金の 取崩						
別途積立金の積立						
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計			0	0		
当期末残高	2,523	2,321	0	2,321		

		株主資本							
		利益剰余金							
			その他利	益剰余金		利益剰余金合計			
	利益準備金	圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	132	54	8	43,839	4,267	48,302			
当期変動額									
剰余金の配当					1,265	1,265			
当期純利益					2,991	2,991			
圧縮積立金の取崩		2			2				
特別償却準備金の 積立			67		67				
特別償却準備金の 取崩			6		6				
別途積立金の積立				2,324	2,324				
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計		2	61	2,324	656	1,725			
当期末残高	132	51	70	46,163	3,611	50,028			

(千座・日がり							
	株主資本 評価・換算差額等			評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,472	50,674	52	22	75	227	50,976
当期変動額							
剰余金の配当		1,265					1,265
当期純利益		2,991					2,991
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の 積立							
特別償却準備金の 取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	300	300					300
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			21	36	15	50	34
当期変動額合計	299	1,425	21	36	15	50	1,460
当期末残高	2,772	52,100	73	13	59	277	52,437

# 当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

			( -	· IT · II / II / I		
	株主資本					
		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	2,523	2,321	0	2,321		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮積立金の積立						
圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の 積立						
特別償却準備金の 取崩						
別途積立金の積立						
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			0	0		
当期末残高	2,523	2,321	0	2,321		

			 株主	 資本		
			利益乗	余金		
	加米維州人		その他利:	益剰余金		지상되스스스의
	利益準備金	圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	132	51	70	46,163	3,611	50,028
当期変動額						
剰余金の配当					1,258	1,258
当期純利益					3,255	3,255
圧縮積立金の積立		0			0	
圧縮積立金の取崩		2			2	
特別償却準備金の 積立			0		0	
特別償却準備金の 取崩			9		9	
別途積立金の積立				1,678	1,678	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計		2	9	1,678	330	1,997
当期末残高	132	49	60	47,841	3,942	52,025

(十匹・口/川3)							
	株主	資本	į	評価・換算差額等	É		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ損益	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,772	52,100	73	13	59	277	52,437
当期変動額							
剰余金の配当		1,258					1,258
当期純利益		3,255					3,255
圧縮積立金の積立							
圧縮積立金の取崩							
特別償却準備金の 積立							
特別償却準備金の 取崩							
別途積立金の積立							
自己株式の取得	800	800					800
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			22	50	73	159	86
当期変動額合計	800	1,196	22	50	73	159	1,110
当期末残高	3,572	53,297	96	36	133	117	53,547

# 【キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,317	5,598
減価償却費	951	928
減損損失	171	30
新株予約権戻入益	-	227
店舗閉鎖損失	97	110
貸倒引当金の増減額( は減少)	5	-
賞与引当金の増減額( は減少)	2	16
退職給付引当金の増減額( は減少)	8	92
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	23	29
受取利息及び受取配当金	141	131
支払利息	8	8
売上債権の増減額( は増加)	81	217
たな卸資産の増減額(は増加)	477	2,333
仕入債務の増減額( は減少)	293	14,815
未払金の増減額( は減少)	16	1,992
その他	21	189
小計	5,538	20,903
利息及び配当金の受取額	10	11
利息の支払額	8	8
法人税等の支払額	3,520	1,890
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,019	19,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,191	1,255
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	488	286
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	1,327	1,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	352	206
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,265	1,258
自己株式の取得による支出	300	800
リース債務の返済による支出	254	253
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,820	2,312
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	153	16,496
現金及び現金同等物の期首残高	26,032	25,878
現金及び現金同等物の期末残高	1 25,878	1 42,375

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

- ...移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準および評価方法

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 4 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物10年~39年構築物10年~20年什器備品3 年~15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- 5 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

# 6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象...外貨建輸入取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

#### 7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (未適用の会計基準等)

- 1 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)
- (1) 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

(2) 適用予定日

平成28年2月期の期首より適用予定であります。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及 適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務および勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

- 2 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)
- (1) 概要

従業員または従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、実務上の取扱いが明確化されました。

(2) 適用予定日

平成28年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

#### (表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未払金の増減額( は減少)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 37百万円は、「未払金の増減額( は減少)」 16百万円、「その他」 21百万円として組み替えております。

### (退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

#### (貸借対照表関係)

### 1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を前事業年度末残高から控除して表示しております。

	前事業年 (平成26年 2 月		
	14,659		百万円
未払金	2,121	百万円	百万円

#### 2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

, 0		
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	13,199百万円	百万円

### 3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この 契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
コミットメントライン極度額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

### (損益計算書関係)

## 1 他勘定振替高の内容

### (前事業年度)

平成26年2月中旬の大雪により被害を受け廃棄処分した商品の販売費及び一般管理費への振替であります。なお、同額を受取保険金計上額と相殺しております。

### (当事業年度)

商品配送船舶の座礁により被害を受け廃棄処分した商品の営業外費用(雑損失)への振替であります。なお、同額を損害賠償金(雑収入)と相殺しております。

### 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
売上原価	1,257百万円	1,396百万円

### 3 配送料負担受入額の内容

当社向け取引先の共同出荷センターから各店舗への配送費用等を仕入先から受入れているものであります。

### 4 期日前決済割引料の内容

ファクタリングおよび電子記録債務の支払期日前の決済により、ファクタリング会社および電子債権買取会社から受け取った割引料であります。

#### 5 減損損失の内訳

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所			種類および金額		
				建物		116百万円
				構築物		42百万円
事業用資産(店舗)	兵庫県他	1都1道1府19県	42店舗	什器備品		11百万円
				リース資産		1 百万円
				合計		171百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングして

#### おります。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿 価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。事業用資産の回収 可能価額は固定資産税評価額等を基にした正味売却価額により測定しております。

当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所		ħ	重類および金額		
				建物		20百万円
				構築物		3 百万円
事業用資産(店舗) 神奈川県	神奈川県他	申奈川県他 1都1府12県 21店舗	21店舗	什器備品		3 百万円
				その他		3百万円
				合計		30百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングして

#### おります。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿 価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 6 店舗閉鎖損失の内訳

	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
賃貸借契約の解約等による損失	97百万円	110百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

1.発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	2,819,675	352,812	500	3,171,987

(注) 1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加352,600株単元未満株式の買取りによる増加212株退職に伴う株式給付信託口分の減少500株

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成26年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,300株を自己株式数に含めて記載しております。

### 2.新株予約権等に関する事項

ΣΛ		目的となる		目的となる株式の数(株)				
区分	内訳	株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	末残高 (百万円)	
	第6回新株予約権(注)						53	
	第7回新株予約権(注)						158	
	第8回新株予約権(注)						7	
	第9回新株予約権(注)						0	
提出会社	第10回新株予約権(注)						3	
挺山云社	第11回新株予約権(注)						0	
	第12回新株予約権(注)						2	
	第13回新株予約権(注)						0	
	第14回新株予約権(注)						8	
	第15回新株予約権(注)						41	
	合計						277	

<sup>(</sup>注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、 「ストック・オプション等関係」に記載しております。

#### 3.配当に関する事項

### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年 5 月14日 定時株主総会	普通株式	669百万円	10円00銭	平成25年 2 月20日	平成25年 5 月15日
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	599百万円	9 円00銭	平成25年8月20日	平成25年11月1日

<sup>(</sup>注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)に対する配当金を含んでおります。

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月13日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	666百万円	10円00銭	平成26年 2 月20日	平成26年 5 月14日

<sup>(</sup>注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)に対する配当金を含んでおります。

### 当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

1.発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	3,171,987	897,028	200	4,068,815

(注)1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 896,600株 単元未満株式の買取りによる増加 428株 退職に伴う株式給付信託口分の減少 200株

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成27年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,100株を自己株式数に含めて記載しております。

#### 2. 新株予約権等に関する事項

E / + 1		目的となる	目的となる株式の数(株)				当事業年度
区分	内訳	株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	末残高 (百万円)
	第14回新株予約権(注)						20
提出会社	第15回新株予約権(注)						96
	第16回新株予約権(注)						0
	合計						117

<sup>(</sup>注) ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、 「ストック・オプション等関係」に記載しております。

### 3.配当に関する事項

# (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年 5 月13日 定時株主総会	普通株式	666百万円	10円00銭	平成26年 2 月20日	平成26年 5 月14日
平成26年 9 月30日 取締役会	普通株式	596百万円	9 円00銭	平成26年8月20日	平成26年11月4日

<sup>(</sup>注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)に対する配当金を含んでおります。

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	657百万円	10円00銭	平成27年 2 月20日	平成27年 5 月13日

<sup>(</sup>注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託 E 口)に対する配当金を含んでおります。

# (キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)		
現金及び預金勘定	25,184百万円	41,720百万円		
預け金勘定	693百万円	654百万円		
		42.375百万円		

(リース取引関係)

1 リース取引開始日が平成21年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

				(単位:白万円)
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	773	714	2	57
ソフトウエア				
計	773	714	2	57

(単位・百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品				
ソフトウエア				
計				

# 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	64	
1年超		
計	64	
リース資産減損勘定期末残高	2	

# 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

(単位・百万円)

		(単位:日月円)
	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
支払リース料	153	65
リース資産減損勘定の取崩額	4	2
減価償却費相当額	139	59
支払利息相当額	2	0
減損損失	1	0

減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

### 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

### 2 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
  - ・有形固定資産

主として、店舗におけるレジ等の電子機器類であります。

・無形固定資産

主として、本部における業務支援システムのソフトウェアであります。

### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

# 3 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

		(十四:口/J13 <i>)</i>
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
1 年内	7,675	7,840
1 年超	11,874	10,864
計	19,550	18,705

(金融商品関係)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

#### (2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されて おります。

建設協力金、敷金及び保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4か月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、 先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、 償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日 および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、そのすべてが上場株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

建設協力金、敷金及び保証金についても、定期的に差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

# 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

# 前事業年度(平成26年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	25,184	25,184	
(2)売掛金	1,106	1,106	
(3)預け金	693	693	
(4)投資有価証券	423	423	
(5)建設協力金(1)	10,200	10,838	638
(6) 敷金及び保証金	3,575	3,366	208
資産計	41,183	41,613	429
(1)支払手形	1,376	1,376	
(2)電子記録債務			
(3)買掛金	9,870	9,870	
(4)未払金	2,845	2,845	
(5)未払法人税等	860	860	
(6)リース債務( 2)	365	363	2
負債計	15,319	15,316	2
デリバティブ取引(3)	22	22	

- (1)1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- (2)1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- ( 3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

# 当事業年度(平成27年2月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	41,720	41,720	
(2)売掛金	1,323	1,323	
(3)預け金	654	654	
(4)投資有価証券	458	458	
(5)建設協力金(1)	9,150	9,779	628
(6) 敷金及び保証金	3,690	3,553	137
資産計	56,998	57,490	491
(1)支払手形	938	938	
(2)電子記録債務	19,848	19,848	
(3)買掛金	7,311	7,311	
(4)未払金	2,405	2,405	
(5)未払法人税等	1,377	1,377	
(6)リース債務(2)	443	441	2
負債計	32,326	32,324	2
デリバティブ取引(3)	56	56	

- (1)1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- (2)1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- ( 3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

# (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金および(3)預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)建設協力金および(6)敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により 算定しております。

#### 負債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)未払金および(5)未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り 引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

## (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度(平成26年2月20日)

	1 年以内 ( 百万円 )	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	25,184			
売掛金	1,106			
預け金	693			
建設協力金	1,201	4,190	3,379	1,429
敷金及び保証金	367	426	1,225	1,556
合計	28,552	4,616	4,605	2,985

#### 当事業年度(平成27年2月20日)

<b>□</b> → × · × · × · · × · ·	/ 3 /			
	1 年以内 ( 百万円 )	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,720			
売掛金	1,323			
預け金	654			
建設協力金	1,174	3,967	2,886	1,123
敷金及び保証金	422	440	1,379	1,449
合計	45,294	4,407	4,265	2,572

## (注3)リース債務の決算日後の返済予定額

## 前事業年度(平成26年2月20日)

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
リース債務	196	101	42	21	3

## 当事業年度(平成27年2月20日)

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
リース債務	166	108	88	71	8

(有価証券関係)

## その他有価証券

前事業年度(平成26年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	421	307	114
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	1	2	0
合計		423	309	113

#### 当事業年度(平成27年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	458	309	148
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式			
合計		458	309	148

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,586百万円		22百万円
	合計		1,586百万円		22百万円

(注)時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,165百万円		56百万円
	合計		2,165百万円		56百万円

(注)時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

## (退職一時金制度)

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

1 採用している退職給付制度の概要 退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

#### 2 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	408
(2) 年金資産(百万円)	
(3) 未積立退職給付債務(百万円) ((1) + (2))	408
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	34
(5) 貸借対照表計上額純額(百万円) ((3)+(4))	373
(6) 退職給付引当金(百万円)	373

## 3 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)	30
(2) 利息費用(百万円)	7
(3) 数理計算上の差異の処理額(百万円)	33
(4) 退職給付費用(百万円) ((1)+(2)+(3))	4

## 4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

(1)割引率 1.5%

(2) 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法

(3)数理計算上の差異の処理年数

1年

## 当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

1 採用している退職給付制度の概要 退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

#### 2 確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整	耒
\ I		ҡ

退職給付債務の期首残高	408	百万円
勤務費用	33	百万円
利息費用	6	百万円
数理計算上の差異の発生額	2	百万円
退職給付の支払額	7	百万円
退職給付債務の期末残高	438	百万円

#### (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	438	百万円
未認識数理計算上の差異	2	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441	百万円
退職給付引当金	441	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441	百万円
3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額		

# (3)退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	33	百万円
利息費用	6	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	34	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	74	百万円

### (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

## (株式給付制度)

## 1 採用している退職給付制度の概要

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

## 2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
退職給付債務(百万円)	35	60
退職給付引当金(百万円)	35	60

# 3 退職給付費用に関する事項

	(自 至	前事業年度 平成25年 2 月21日 平成26年 2 月20日)	自至	当事業年度 平成26年 2 月21日 平成27年 2 月20日)
株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立(百万円)		9		25
退職給付費用(百万円)		9		25

## (ストック・オプション等関係)

# 1.費用計上額および科目名

	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
販売費及び一般管理費「そ の他」(株式報酬費用)	50百万円	67百万円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
新株予約権戻入益	百万円	227百万円

## 3.ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

# (1)ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成19年5月15日 (株主総会承認日)	平成19年5月15日 (株主総会承認日)	平成20年5月13日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役6名	当社従業員285名	当社従業員68名
株式の種類および ストック・オプ ションの数(株) (注)	普通株式 87,000	普通株式 275,000	普通株式 43,900
付与日	平成19年7月2日	平成19年7月2日	平成20年6月9日
権利確定条件	付与日(平成19年7月2日) 以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株予 約権者は、新株予約権の当者と 時において、当社また監査 時において、取締役、監査 時には執行役であることとに または、ただし、任期満 は、この限りではない。 い。	付与日(平成19年7月2日) 以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株予 約権者は、新株予約権の当または、新代で当または、新株では、新株での関係会社の取締役、員のではない。ことを要する。ただし、退満の他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成20年6月9日) 以降、権利確定日(平成22年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新行 もと。なお、新行使 時において、新株での当なの 関係会社の取締役、員で 役、ことを要する。ただし退 ることでよる退任、定年 あの他正当な理由のある は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで	平成19年7月2日から 平成21年5月31日まで	平成20年6月9日から 平成22年5月31日まで
権利行使期間	平成21年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成21年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成22年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	平成21年 5 月19日 (株主総会承認日)	平成21年 5 月19日 (株主総会承認日)	平成22年 5 月18日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社取締役2名	当社従業員93名	当社取締役2名
株式の種類および ストック・オプ ションの数(株) (注)	普通株式 10,000	普通株式 44,500	普通株式 4,000
付与日	平成21年 7 月24日	平成21年 7 月24日	平成22年6月7日
権利確定条件	付与日(平成21年7月24日) 以降、権利確定日(平成23年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株予 約権者は、新株予約権の当会 時において、当社または当の関係は執行役であることで または、ただし、任期満日のの他正当な理由のある る退任その他正当な即のはない。	付与日(平成21年7月24日) 以降、権利確定日(平成23年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株子 約権者いて、新株予約権のは、新代司 時において、新株子は 時に対係会社の取締従業員 の関執行で要する。ただ年退場 るこよるとでは、定年退場 でに当な理由のある は、この限りではない。	付与日(平成22年6月7日) 以降、権利確定日(平成24年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株予 的権者は、新株予約権の行社の関係は執行役の取締役、監と の関係は執行役で、任期 まただし、この限りではる 退任その他正当なりでは る場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成21年 7 月24日から 平成23年 5 月31日まで	平成21年 7 月24日から 平成23年 5 月31日まで	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで
権利行使期間	平成23年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成23年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成24年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成22年 5 月18日 (株主総会承認日)	平成23年 5 月17日 (株主総会承認日)	平成25年 5 月14日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社従業員87名	当社従業員99名	当社取締役7名
株式の種類および ストック・オプ ションの数(株) (注)	普通株式 43,600	普通株式 94,800	普通株式 123,000
付与日	平成22年6月7日	平成23年6月6日	平成25年6月3日
権利確定条件	付与日(平成22年6月7日) 以降、権利確定日(平成24年 5月31日)まで継続して工動 力でと。なお、 新株子と。なお、 新株子的権のは 時において、新株子に 時において、の関、執行と の関、執行で要すると でとよる でによる でによる でに り、 でに り、 でに り、 でに り、 で に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	付与日(平成23年6月6日) 以降、権利確定日(平成25年 5月31日)まで継続して工動 力でいること。なお、新株子 とこと。なお、新株子的権 は、新株子的権の関係会社の取締役、員 でとして の関係会社の取締従業員し、 でとまる。 でによる でによる でによる は、この限りではない。	付与日(平成25年6月3日) 以降、権利確定日(平成27年 5月31日)まで継続して勤務 していること。なお、新株予 約権者は、新株予約権の行せ 時において、到社または の関係会社の取締役、監と の関係執行役で、任期 する。ただし、ことでし する。ただの他正当な理由のな る場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで	平成23年 6 月 6 日から 平成25年 5 月31日まで	平成25年6月3日から 平成27年5月31日まで
権利行使期間	平成24年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成25年 6 月 1 日から 平成26年 5 月31日まで	平成27年 6 月 1 日から 平成32年 5 月31日まで

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	平成25年 5 月14日 (株主総会承認日)	平成26年5月13日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分 および人数	当社従業員502名	当社従業員36名
株式の種類および ストック・オプ ションの数(株) (注)	普通株式 597,600	普通株式 20,900
付与日	平成25年6月3日	平成26年6月2日
権利確定条件	付与日(平成25年6月3日) 以降、権利確定日(平成27年 5月31日)まで継続して、 5月31日)まで継続して 約になお、新株子的権のは、 新代書と、新株子的権のは、 が大きたは、 が大きたは、 の関、執行で要するとでは、 でよるとでは、 でよるとでは、 でよるとでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	付与日(平成26年6月2日) 以降、権利確定日(平成28年5月31日)まで継続して工業による が構力をいるに、新株子のといるでは、新代子的権において、新株子的権のは、新代子的権にの関係会社の取締従業した。といるで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
対象勤務期間	平成25年6月3日から 平成27年5月31日まで	平成26年6月2日から 平成28年5月31日まで
権利行使期間	平成27年 6 月 1 日から 平成32年 5 月31日まで	平成28年6月1日から 平成32年5月31日まで

# (注)株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

# ストック・オプションの数

		第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (注	株)			
前事業年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (注	株)			
前事業年度末		87,000	257,100	41,800
権利確定				
権利行使				
失効		87,000	257,100	41,800
未行使残				

		第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後	(株)			
前事業年度末		10,000	42,400	4,000
権利確定				
権利行使				
失効		10,000	42,400	4,000
未行使残				

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			123,000
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			123,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	41,500	92,100	
権利確定			
権利行使			
失効	41,500	92,100	
未行使残			

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	593,700	
付与		20,900
失効	3,000	1,200
権利確定		
未確定残	590,700	19,700
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

#### 単価情報

		第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格	(円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価	(円)			
付与日における公正な評価単価	(円)	615	615	176

		第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格	(円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価	(円)			
付与日における公正な評価単価	(円)	84	84	70

		第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格	(円)	2,159	2,159	1,098
行使時平均株価	(円)			
付与日における公正な評価単価	(円)	70	4	187

		第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格	(円)	1,098	1,098
行使時平均株価	(円)		
付与日における公正な評価単価	(円)	187	71

- 3. 当年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
- (1)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性 28.045%

平成22年6月2日~平成26年6月2日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 4年

予想残存期間については、十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、付与されたストック・オプションが権利行使期間中に一様に分散的に権利行使されるものと仮定し、予想残存期間は割当日から権利行使期間の中間点までの期間と考えることとしております。

1株当たりの配当額 19円

過去1年間の実績配当金を使用しております。

無リスクの利子率 0.138%

予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを用いました。

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1) 流動資産

710 273 5 7 1 1		
	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
——————————— 繰延税金資産	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
賞与引当金	208百万円	201百万円
未払事業税	80百万円	97百万円
その他	138百万円	131百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益	百万円	20百万円
繰延税金資産の純額	426百万円	410百万円

#### (2) 固定資産

	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
繰延税金資産		
資産除去債務	305百万円	320百万円
退職給付引当金	145百万円	177百万円
役員退職慰労引当金	106百万円	116百万円
減価償却累計額	93百万円	87百万円
減損損失累計額	108百万円	96百万円
その他	2百万円	2百万円
繰延税金負債		
建設協力金・保証金	120百万円	120百万円
資産除去債務に対応する除去費 用	96百万円	96百万円
圧縮積立金	28百万円	27百万円
その他有価証券評価差額金	40百万円	52百万円
特別償却準備金	39百万円	33百万円
繰延税金資産の純額	434百万円	472百万円

#### 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
法定実効税率	37.8%	37.8%
(調整)		
住民税均等割	5.5%	5.3%
その他	0.4%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率 	43.7%	41.8%

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年2月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.8%から35.4%に変更されております。

この税率の変更による影響は軽微であります。

#### 4 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までに解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から33.0%に、平成29年2月21日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から32.3%になります。

この税率の変更による影響は軽微であります。

#### (持分法損益等)

関連会社がないため該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間等によって取得から2~50年と見積もり、割引率は0.1~2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
期首残高	828百万円	862百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29百万円	37百万円
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
資産除去債務の履行による減少額	11百万円	10百万円
期末残高	862百万円	905百万円

(セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前事業年度(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成25年 2 月21日 至 平成26年 2 月20日)	当事業年度 (自 平成26年 2 月21日 至 平成27年 2 月20日)
1株当たり純資産額	785.34円	815.48円
1株当たり当期純利益	45.00円	49.34円

- (注) 1 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。
  - 2 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

#### 3 算定上の基礎

## 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成26年 2 月20日)	当事業年度 (平成27年 2 月20日)
貸借対照表の純資産の部の合計額	52,437百万円	53,547百万円
普通株式に係る純資産額	52,160百万円	53,430百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	277百万円	117百万円
普通株式の発行済株式数	69,588,856株	69,588,856株
普通株式の自己株式数	3,171,987株	4,068,815株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通 株式数	66,416,869株	65,520,041株

#### 1株当たり当期純利益

_ 「休当たり当朔杙州曲		
項目	前事業年度 (自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	当事業年度 (自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
損益計算書上の当期純利益	2,991百万円	3,255百万円
普通株式に係る当期純利益	2,991百万円	3,255百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	百万円
普通株式の期中平均株式数	66,470,890株	65,993,150株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかっ た潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (1,298,900株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (1,313,200株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 【附属明細表】 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,612	540	55 ( 20 )	7,097	4,199	248	2,897
構築物	2,807	119	97 ( 3	2,829	1,923	124	906
機械及び装置	98	0		99	30	9	69
車両運搬具	14			14	10	2	4
什器備品	5,517	236	94	5,659	4,952	274	706
土地	2,022	336		2,358			2,358
リース資産	576	48		624	483	80	141
建設仮勘定	67	1,213	1,196	84			84
有形固定資産計	17,716	2,495	1,445 ( 26 )	18,767	11,599	740	7,168
無形固定資産							
ソフトウエア	146	74	9	212	80	38	131
リース資産	634	264		899	620	150	279
電話加入権	64			64			64
その他							
(水道施設利用権)	2			2	0	0	1
無形固定資産計	848	339	9	1,178	701	188	477
長期前払費用	2,406	63	0	2,468	1,284	81	1,183

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建設仮勘定	新店舗(当期出店の30店舗)に係るもの	773百万円

2 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失計上額であります。

#### 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	196	166	1.6	
リース債務(1年以内に返済予定のもの を除く。)	168	277	1.4	平成28年~31年
その他有利子負債				
1 年以内に返済予定の割賦未払金	8	11		
割賦未払金(1年以内に返済予定のも のを除く。)	26	24		平成28年~31年

- (注) 1 割賦未払金については、利息相当額を控除する前の金額で未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
  - 2 リース債務およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	108	88	71	8
その他有利子負債	11	9	3	0

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	5				5
賞与引当金	551	568	551		568
役員退職慰労引当金	300	29			329

#### 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
不動産賃貸借契約に 基づく原状回復義務	862	53	10	905

## (2) 【主な資産および負債の内容】

資産の部

# イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	580
預金の種類	
当座預金	8,722
普通預金	32,354
郵便貯金	33
別段預金	29
小計	41,139
合計	41,720

## 口 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
㈱ジェーシービー	269
㈱みなとカード	232
三菱UFJニコス㈱	156
トヨタファイナンス(株)	141
イオンクレジットサービス(株)	138
その他	383
計	1,323

## 売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
Α	В	С	D	C × 100	A + D 2 B 365
1,106	28,570	28,352	1,323	95.5	15.5

## 八 商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	8,072
育児・服飾雑貨	9,208
ベビー・マタニティー衣料	3,419
計	20,700

## 二 未着商品

区分	金額(百万円)
子供衣料	1,020
育児・服飾雑貨	191
ベビー・マタニティー衣料	196
計	1,408

## ホ 建設協力金

相手先	金額(百万円)	
ダイワロイヤル㈱	1,273	
大和情報サービス(株)	924	
セントラルコンパス(株)	476	
大和リース(株)	435	
(株)原信	44	
その他	4,822	
計	7,976	

## 負債の部

## イ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
日本通運㈱	440	
山九㈱	177	
㈱犬印本舗	117	
(株)日立システムズ	50	
イオンディライト(株)	39	
その他	113	
計	938	

## 期日別明細

期日別	金額(百万円)		
1 か月以内	253		
2 か月以内	259		
3 か月以内	252		
4 か月以内	173		
計	938		

# 口 電子記録債務 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)		
ピップ(株)	4,965		
川本産業(株)	3,042		
丸紅ファッションリンク(株)	1,472		
(株)スミテックス・インターナショナル	1,422		
㈱大広関西	464		
その他	8,480		
計	19,848		

# 期日別明細

期日別	金額(百万円)	
1 か月以内	5,077	
2 か月以内	5,662	
3 か月以内	5,139	
4か月以内	3,922	
5 か月以内	47	
計	19,848	

# 八 買掛金

相手先	金額(百万円)		
ピップ㈱	1,028		
川本産業㈱	701		
(株)スミテックス・インターナショナル	678		
丸紅ファッションリンク㈱	501		
FORWARD APPAREL TRADING LIMITED	465		
その他	3,936		
計	7,311		

# 二 設備関係支払手形 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
コクヨファニチャー(株)	288	
ラッキー工芸(株)	88	
大和八ウス工業㈱	42	
三協立山(株)	15	
シンプロメンテ(株)	9	
その他	8	
計	452	

## 期日別明細

期日別	金額(百万円)	
1 か月以内	142	
2 か月以内	138	
3 か月以内	122	
4か月以内	49	
計	452	

# (3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(百万円)	33,755	63,475	98,703	128,526
税引前 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,704	2,564	5,038	5,598
四半期(当期)純利益	(百万円)	996	1,539	2,985	3,255
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	15.00	23.21	45.14	49.34

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額	(円)	15.00	8.20	21.98	4.13

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで		
定時株主総会	5月1日より5月20日までの間		
基準日	2月20日		
剰余金の配当の基準日	2月20日、8月20日		
1 単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・ 買増し			
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社		
取次所			
買取・買増手数料	無料		
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.24028.jp/		
株主に対する特典	年2回2月20日、8月20日現在の株主に対し、お買物優待券を以下の基準により贈呈します。 (1) 発行基準 所有株式数100株(1単元)以上保有の株主に対し1,000円(100円券10枚) 所有株式数1,000株(10単元)以上保有の株主に対し5,000円(100円券50枚) (2) 優待方法 お買物1回のご精算1,000円以上につき1,000円毎に1枚使用できます。 当社指定店舗 8月20日現在の株主に対する発行分 翌年5月31日まで 2月20日現在の株主に対する発行分 同年11月30日まで		

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
  - (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
  - (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

# 第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には親会社等はありません。

# 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 およびその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第58期)	自 至	平成25年 2 月21日 平成26年 2 月20日	平成26年 5 月14日 近畿財務局長に提出。
(2)	内部統制報告書				平成26年 5 月14日 近畿財務局長に提出。
(3)	臨時報告書 企業内容等の開示に関する内 報告書(株主総会における議		号の	2 の規定に基づく臨時	平成26年 5 月15日 近畿財務局長に提出。
(4)	四半期報告書および確認書	(第59期第1四半期)	自 至	平成26年 2 月21日 平成26年 5 月20日	平成26年7月3日 近畿財務局長に提出。
		(第59期第2四半期)	自 至	平成26年 5 月21日 平成26年 8 月20日	平成26年10月2日 近畿財務局長に提出。
		(第59期第3四半期)	自 至	平成26年 8 月21日 平成26年11月20日	平成26年12月25日 近畿財務局長に提出。
(5)	自己株券買付状況報告書	(報告期間)	自 至	平成26年 6 月 1 日 平成26年 6 月30日	平成26年7月14日 近畿財務局長に提出。
			自 至	平成26年 7 月 1 日 平成26年 7 月31日	平成26年 8 月14日 近畿財務局長に提出。
			自 至	平成26年 9 月 1 日 平成26年 9 月30日	平成26年10月15日 近畿財務局長に提出。
			自 至	平成26年10月 1 日 平成26年10月31日	平成26年11月14日 近畿財務局長に提出。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年5月8日

株式会社西松屋チェーン 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 木 村 文 彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中 田 明

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成26年2月21日から平成27年2月20日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成27年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西松屋チェーンの平成27年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西松屋チェーンが平成27年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。